

VI 母子保健行政の体系とあゆみ

1. 戦後沖縄県の母子保健行政のあゆみ

戦後、沖縄県の母子保健対策は、琉球政府時代の昭和 26 年に保健所法が立法交付されたことによって、妊産婦、乳幼児の保健指導が保健所業務として制度化されたことに始まり、同じく琉球政府立法第 61 号で制定された児童福祉法の公布(昭和 28 年)によって「児童の健全な出生と育成を図る」見地から妊産婦保健指導の重要性がうたわれ、妊産婦・乳幼児を対象に一環とした現在の母子保健行政の原形が確立された。

しかし、同法による母子保健対策の実施はかなり遅れ、昭和 35 年になって母子手帳の様式制定がなされ、翌昭和 36 年からようやく妊娠を届出した妊婦に対し母子手帳の交付が行われるようになった。また、昭和 37 年から保健所に 2,500g 以下の低体重児(平成 7 年からは母子保健法の改正により「低体重児」は 2,500g 未満となった)が届けられるようになり、未熟児訪問指導の強化が図られた。

昭和 39 年度厚生局予防課(保健婦係)の所掌事務に母性及び乳幼児の保健指導に関する事項が加わり、昭和 40 年度初めて母子保健事業に予算が計上され(当初 2,349 ドル)母子保健対策の強化が図られ、昭和 41 年、三歳児の健康診査が保健所で実施されるようになった。

また、昭和 42 年未熟児の養育医療給付が制度化、翌昭和 43 年度から実施された(当初 4 件の給付)。

昭和 40 年に我が国では母子保健法が制定されたが、全国に遅れること 4 年、昭和 44 年に母子保健法が立法公布され、翌昭和 45 年に施行、それまで児童福祉法により規定実施されてきた妊産婦・乳幼児の保健対策が母子保健法に包含、広く母性と乳幼児を対象に母子の一貫した総合的な母子保健対策の推進が図られることになり、母子保健法による事務は予防課が所轄することとなった。昭和 46 年、母子栄養強化事業による低所得世帯の妊産婦、乳幼児へのミルクの無償支給、助産師による新生児の訪問指導等昭和 47 年 5 月本土復帰と同時に現行の母子保健法が適用され、フェニールケトン尿症や神経芽細胞腫検査等の各種検査及び市町村においては、地域の実情に応じた各種母子保健事業を選択して効果的・効率的に実施することとなったが、神経芽細胞腫検査については、平成 16 年度に休止された。

平成 6 年、地域保健や母子保健対策の枠組みを抜本的に見直した母子保健法の改正があり、平成 9 年度から全面施行され、健康づくりの基本となる母子保健事業が市町村へ権限委譲された。

平成 12 年 11 月に国は 21 世紀の母子保健のビジョンである「健やか親子 21」を公表し、県においても、平成 13 年度に「健やか親子おきなわ 2010」を策定した。平成 17 年度には中間評価を実施し、平成 18 年度には中間評価の結果を報告した。

平成 22 年度に「健やか親子おきなわ 2010 評価」を実施、国の母子保健計画「健やか親子 21」の計画期間が 2010 年から 2014 年までに延長されたことに加え、沖縄県次世代育成支援計画の後期計画と一体的に推進することが目標達成に効果的であることから、計画期間を 2014 年(平成 26 年)まで延長することとし、名称を「健やか親子おきなわ 21」と変更した。

平成 26 年度には「健やか親子おきなわ 21」の最終評価及び次期計画「健やか親子おきなわ 21(第 2 次)」の策定を行った。令和元年度に中間評価を実施し、評価から見えた課題の改善にむけ、今後もより一層、保健、医療、福祉、教育、産業等関係機関と連携しながら地域の特性に即した母子保健施策を推進する。

2. 戦後の主な母子保健施策

年	国	沖 縄	備 考
1947 年 (昭和 22)	厚生省に児童局新設 (母子衛生課を置く) 児童福祉法公布 児童福祉法施行 保健所における妊産婦・乳幼児の保健指導・身体障害児の療育指導		12 月 中部保健所設置 (S31 コザに改称)
1948 年 (昭和 23)			1 月 北部保健所新設 (S27 名護に改称)
1950 年 (昭和 25)			4 月 琉球臨時中央政府設立 (立法第 3 号)
1951 年 (昭和 26)			6 月 南部保健所設置 (S28 那覇に改称)
1952 年 (昭和 27)		琉球臨時中央政府に厚生局設置 (1.22 立法第 5 号) 保健所法公布 (8.25 立法第 23 号) 保健所における母性及び乳幼児の保健指導はじまる	8 月 八重山保健所設置
			4 月 1 日 琉球政府創立 宮古保健所設置 衛生研究所設置
1953 年 (昭和 28)	育成医療	児童福祉法公布 (10.19 立法第 61 号)	
1954 年 (昭和 29)		児童福祉法施行規則 (5.20 規則第 34 号) 母子手帳の様式制度 (9.14 告示 8 号)	

年	国	沖 縄	備 考
1956 年 (昭和 31)		優性保護法公布 (8.31 立法第 42 号)	同月琉球列島米国民政府により同法廃止、 復帰まで施行なし
1957 年 (昭和 32)		保健所法施行規則 (9.21 規則第)	
1958 年 (昭和 33)	未熟児養育医療と保健指導 母子保健センターの設置		
1959 年 (昭和 34)		児童福祉法一部改正 (8.28 立法第 16 号) 育成医療給付制度発足	
1960 年 (昭和 35)		母子手帳の様式制度 (10.29 告示 277 号、告示 85 号廃止)	
1961 年 (昭和 36)	新生児訪問指導 三歳児健康診査	母子手帳の活用始まる	
1963 年 (昭和 38)	妊娠中毒症医療援助と保護指導		
1965 年 (昭和 40)	母子保健法公布 母子栄養強化対策	児童福祉法一部改正により妊産婦・乳幼児の保健指導開始	母子保健事業予算計上 (2,349 ドル)
1966 年 (昭和 41)	母子保健法施行	三歳児健康診査の開始	2 月 (財)沖縄家族計画協会設立 第 1 回家族計画受胎調節実施指導員養成 死産届出法 (12.26 立法 146 号)

年	国	沖 縄	備 考
1967 年 (昭和 42)		養育医療給付制度制定 (6.24 告示第 246 号) 第 1 回沖縄県母子保健家族計画大会	第 2 回家族計画受胎調節実施指導員養成
1968 年 (昭和 43)	母子保健推進員制度 先天性内臓障害を育成医療の対象 に拡大 妊産婦糖尿病医療援助と保健指導 先天性代謝異常医療援助	養育医療給付制度実施 心臓疾患児に対する法外育成医療給付要 綱制定 (8.20 告示 309 号) 死産届出施行規則 (2.20 規則第 41 号)	事務担当児童家庭課 2.29 心臓疾患児本土送り出し開始 (第 1 陣 3 人出発)
1969 年 (昭和 44)	妊産婦健康診査の公費負担制度 乳幼児の精密健康診査制度	母子保健法公布 (10.13 立法第 168 号) 貧血の妊産婦に対しビタミン剤を無料支 給	日本政府援助、風疹障害児健診 (1.30～2.16)
1970 年 (昭和 45)	妊婦・乳幼児健康診査の拡充 母子保健推進会議 (民間団体) の 設置	母子保健法施行	未熟児養育医療予防課へ事務移管
1971 年 (昭和 46)	心身障害の発生予防に関する総合 的研究 小児がん治療研究 (医療費の公費 負担) 母子保健体操の普及指導 昭和 46 年度乳幼児身体発育調査	新生児の訪問指導 母性保護普及指導 母子栄養強化指導 フェニールケトン尿症検査マスキリーニ ング開始 昭和 46 年度乳幼児身体発育調査	昭和 46、47 年復帰までの栄養強化事業は琉 球政府が調整粉乳を購入し、市町村を通して 支給

年	国	沖 縄	備 考
1972 年 (昭和 47)	慢性腎炎・ネフローゼ治療研究小児ぜんそく治療研究 育成医療に後天性心疾患および腎不全のとりいれ P C B、農薬による母乳汚染疫学調査研究乳児健康診査の公費負担制度	本土復帰に伴い母子保健法等各法が本土適用となる (5.15) 小児がん治療研究事業開始 (10.1) 母子保健推進員設置 (6 市町村 101 人)	3 月 中央保健所設置 4 月 予防課に母子成人係を設置 5 月 沖縄家族計画協会は(財)沖縄県予防医学協会と合併
1973 年 (昭和 48)	妊婦、乳児の健康診査の所得制限撤廃 母子保健地域組織育成	公費による乳児妊婦一般健康診査開始 小児慢性腎炎、ネフローゼ、喘息等の医療支援事業 妊婦中毒症等療養援護事業	7.28 沖縄県小児保健協会設立
1974 年 (昭和 49)	小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾患治療研究事業実施	4 月 母子栄養係に改称 7 月 厚生省技術援助宮古地区母子一斉健康診査開始 第 4 回家族計画受胎調節実施指導員養成
1975 年 (昭和 50)	母子健康・健全育成住民会議		育成医療給付事務予防課移管 (4.1) (財)沖縄県予防医学協会へ補助金交付開始 8 月 厚生省技術援助八重山地区母子一斉健康診査開始 10 月 仲里村母子健康センター設置
1976 年 (昭和 51)	妊婦乳児等保健相談事業 代謝異常検査技術研修会		4 月 母子衛生係に改称 母子保健推進員研修開始

年	国	沖 縄	備 考
1977 年 (昭和 52)	1 歳 6 か月児健康診査 先天性代謝異常のマスクリナーニ グ検査の実施 家族計画特別相談（遺伝相談）事 業への助成 母子保健指導事業の実施と市町村 母子保健指導事業のメニユー化	市町村母子保健事業のメニユー化 先天性代謝異常常検査実施（11.1）	遺伝相談カウンセラー（医師）研修派遣
1978 年 (昭和 53)	心疾患合併妊娠、産科出血妊産婦 貧血に対する医療援助	1 歳 6 か月児健康診査事業実施	2 月 伊良部町母子健康センター設置 8 月 県立中部病院NICU開設（20 床） 第 1 回パラメディカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修開設（40 人）
1979 年 (昭和 54)	総合母子保健センター整備、新生 児に対するクレチン症マスクリー ニング検査 妊婦健康診査内容の充実		中央保健所において遺伝相談開始 第 1 回パラメディカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修（40 人） 遺伝相談カウンセラー（医師）研修派遣
1980 年 (昭和 55)	母子の緊急医療の充実、先天性代 謝異常症に対する特殊ミルク共同 安全開発事業 昭和 55 年度乳幼児身体発育調査	先天性甲状腺機能低下症検査実施（5.1） （（財）化学及血清療法研究所へ委託） 先天性代謝異常常検査精度管理委託 （（財）日本公衆衛生協会へ委託） 昭和 55 年度乳幼児身体発育調査	第 3 回パラメディカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修（40 人） 遺伝相談カウンセラー（医師）研修派遣
1981 年 (昭和 56)		妊婦健康診査結果の電算処理開始	第 4 回パラメディカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修（38 人） 遺伝相談カウンセラー（医師）研修派遣 3 月 沖縄県小児保健協会が社団法人へ 移行

年	国	沖 縄	備 考
1982 年 (昭和 57)			第 5 回 パラメディカルスタッフのための遺 伝相談セミナー (41 人) 遺伝相談カウンセラー (医師) 研修派遣日 本版デンバー式発達スクリーニング検査研 修 (対象・保健婦) 4 月 保健婦係と母子衛生係が統合して保 健指導係に改称 第 6 回 パラメディカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修 (114 人) 遺伝相談カウンセラー (医師) 研修派遣 日本版デンバー式発達スクリーニング検査 研修 妊産婦体操指導者講習会 (66 人)
1983 年 (昭和 58)			
1984 年 (昭和 59)	健全母性育成事業実施 神経芽細胞腫検査実施 (59.7)	未熟児・育成医療給付決定が保健所に移 譲 (59.4)	日本版デンバー式発達スクリーニング検査 研修 (初回 50 人、2 回目 30 人) 遺伝相談カウンセラー (医師) 研修派遣 妊産婦体操指導者講習会 (67 人) 母と子のよい歯のコンクール開始 育児を考える母親会議実施 (石垣市)
1985 年 (昭和 60)	B 型肝炎母子感染防止事業の実施 について	神経芽細胞腫検査 (60.1) B 型肝炎母子感染防止事業 (60.10)	思春期保健セミナー研修 (2 人) 東京 遺伝相談セミナー再教育 (28 人) 日本版デンバー式発達スクリーニング法研 修会 (44 人) 「市町村母子保健担当者及び母子保健推進 員研修」母子保健家族計画大会
1986 年 (昭和 61)			思春期保健セミナー研修 (5 人) 東京

年	国	沖 縄	備 考
1987 年 (昭和 62)	母子健康手帳改正 1 歳 6 か月児健康診査の強化 (精密健康診査)	母子健康手帳改正 1 歳 6 か月児健康診査の強化 (精密健康診査) 先天性甲状腺機能低下症検査 県立那覇病院へ委託 (4.1)	九州地区母子保健事業研修会 (642 人) 日本版デンバー式発達スクリーニング (29 人) 思春期保健セミナー研修 (4 人) 東京 宮古・八重山の子ども達(先島母子一斉健診) 15 周年を迎えて (記念誌発行 沖縄県小児 保健協会編集)
1988 年 (昭和 63)	先天性代謝異常等検査に先天性副 腎過形成症検査を追加 (64.1.1)	神経芽細胞腫検査に定量検査導入 (64.1.1) 先天性代謝異常等検査に先天性副腎過形 成症検査を追加 (64.1.1)	那覇保健所から南風原町に新築移転、南部保 健所へ改称 (63.3) 遺伝相談カウンセラー (医師) 研修派遣 思春期保健セミナー研修 (4 人) 東京
1989 年 (平成元)		沖縄県小児慢性特定疾患対策協議会発足 (H1.8.4)	思春期保健セミナー (コースⅠ) 沖縄県で 開催修了者 176 人 (H1.8.25～8.27) 遺伝相談カウンセラー (医師) 研修派遣
1990 年 (平成 2)	地域母子保健特別モデル事業の実 施 (7.31) 平成 2 年度乳幼児身体発育調査 (10 月) 三歳児健康診査一部改正 視覚検査・聴覚検査導入	平成 2 年度乳幼児身体発育調査 (10 月) (病院 4、保健所 5、22 地区 136 人)	思春期保健セミナー (コースⅡ) 沖縄県で開催、修了者 137 人 (H2.6.22～6.24)
1991 年 (平成 3)	市町村母子保健事業整備統合	A T L ウイルス感染防止対策懇話会発足 (平成 3 年 3 月 7 日) 委員 14 人 第 25 回沖縄県母子保健大会開催 (今大会 より小児保健協会との共催となり、名称 も沖縄県母子保健大会と改正される 三歳児健康診査に視聴覚検査導入	思春期保健セミナー (コースⅢ) 開催 修了者 67 人 乳幼児医療費助成事業について、県議会で 質疑が出た 思春期における保健福祉・体験学習事業が 読谷村で初めて実施された

年	国	沖 縄	備 考
1992 年 (平成 4)	アトピー性皮膚炎実態調査母子保健法一部改正 市町村母子保健事業に出産前小児保健指導事業が新規事業として追加される	アトピー性皮膚炎実態調査実施 乳児・3 歳児 (那覇市)、1 歳 6 か月児 (豊見城村) 第 26 回沖縄県母子保健大会 平成 4 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 先天性代謝異常常検査を全項目総合保健協会へ委託	市町村から母子健康手帳が交付されることに伴い、(社)沖縄県小児保健協会が母子健康手帳を作成し、各市町村が購入する 遺伝相談カウンセラー (医師) 研修派遣
1993 年 (平成 5)		第 2 回 A T L ウイルス感染防止対策懇話会 (平成 5 年 3 月 2 日)	平成 5 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
1994 年 (平成 6)	母子保健法の一部改正 (平成 6 年法律第 84 号) により、医療施設の整備や調査研究の推進が追加される	0 歳児を対象に乳幼児医療助成事業を開始、46 市町村が実施する。 第 28 回沖縄県母子保健大会	平成 6 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
1995 年 (平成 7)	市町村母子保健事業が子どもにやさしい街づくり事業に組み込まれる。 B 型肝炎母子感染防止事業の廃止	乳幼児医療費助成事業を 53 全市町村で実施 第 29 回沖縄県母子保健大会 第 3 回 A T L ウイルス感染防止対策懇話会 (平成 7 年 3 月 28 日)	市町村母子保健事業移譲準備委員会を設置 思春期における保健・福祉保健学習事業が 3 市 1 町 3 村で実施された。 平成 7 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
1996 年 (平成 8)	生涯を通じた女性の健康支援事業 周産期医療対策事業 優生保護法の一部改正により名称妊婦健康診査に 35 歳以上妊婦の超音波検査が追加された 母子保健強化推進特別事業 母子保健法が全面施行される	第 30 回沖縄県母子保健大会 第 4 回 A T L ウイルス感染防止対策懇話会 (平成 8 年 1 月 19 日)	平成 8 年母子保健家庭計画全国大会が沖縄県で開催された。 市町村母子保健事業事務マニュアル作成 平成 8 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会

年	国	沖 縄	備 考
1997年(平成9)	子どもの心の健康づくり対策事業 児童環境づくり基盤整備事業 (子どもにやさしい街づくり事業 の組み替え) 長期療養児への療育指導事業 乳幼児突然死症候群実態調査	母子保健法の全面施行 母子保健医療体制整備検討委員会発足 第31回沖縄県母子保健大会 沖縄県母子保健医療実態調査 三才児健康診査実施主体(県→市町村へ)	妊産婦、乳幼児の保健指導、健康診査、新生 児の訪問指導等の実施が市町村に委譲され た。 平成9年度市町村母子保健担当者及び母 子保健推進員研修会
1998年(平成10)	母乳中のダイオキシン類に関する 調査事業 病棟保育士配置促進モデル事業	沖縄県周産期保健医療協議会発足 第32回沖縄県母子保健大会 母乳中のダイオキシン類調査実施(調査 地区那覇市・南風原町)	平成10年度市町村母子保健担当者及び母子 保健推進員研修会
1999年(平成11)	11月を乳幼児突然死症候群 (SIDS)対策強化月間と定める	第33回沖縄県母子保健大会 母乳中のダイオキシン類調査(調査人員 15人) 乳幼児医療費助成事業の年齢制限を1歳 から3歳未満児に引き上げる(11.10.1) 厚生省技術援助母子一斉健診終了 乳幼児突然死症候群(SIDS)の普及啓発	4月 健康増進課に改称 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 母子保健強化推進特別事業として八重山保 健所で「母子保健システム構築、基盤整備強 化事業」中央保健所で「未熟児健全発育支援 事業」多良間村で「母子保健ネットワークづ くり事業」本庁予防課で「周産期医療検討事 業」等が実施された 平成11年度市町村母子保健担当者及び母子 保健推進員研修会
2000年(平成12)	児童虐待防止市町村ネットワーク 事業 「健やか親子21」国民運動計策 定 休日健診・相談等事業 新生児聴覚検査事業	第34回沖縄県母子保健大会 平成12年度市町村母子保健担当者及び 母子保健推進員研修会 平成12年度乳幼児身体発育調査 調査対象(病院6、保健所7、18地区 261人)	低出生体重児等出生要因調査 沖縄県における周産期保健医療体制の在り 方について、沖縄県周産期保健医療協議会 から知事へ提言される 母子保健強化推進特別事業として、北部保健 所が「ゆったりゆとりふれあい育児支援事 業」実施

年	国	沖 縄	備 考
2000 年（平成 12）			母子保健強化推進特別事業として、本庁及び石川保健所で「子どもの事故防止事業実施」「多面的な子どもの事故調査報告書」作成 竹富町が「ばいぬ島ゆいサークル育成事業」実施
2001 年（平成 13）	先天性代謝異常常検査の一般財源化 乳幼児健診における育児支援強化事業	第 35 回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ 2010」策定	「保健師助産師看護師法」が改正
2002 年（平成 14）	遺伝相談モデル事業の廃止	第 36 回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ 2010」推進協議会・推進専門部会設置 中部病院を総合周産期母子医療センターに指定	保健婦・保健士が「保健師」に統一 市町村合併（仲里村、具志川村から久米島町へ）
2003 年（平成 15）	食育等推進事業 育児等健康支援事業要綱改正	第 37 回沖縄県母子保健大会 不妊専門相談センター開設準備 沖縄県母子保健推進員連絡協議会準備委員会発足 10 月 沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正（対象年齢を入院は 4 歳児まで、通院は 2 歳児までに拡大）	平成 15 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
2004 年（平成 16）	特定不妊治療費助成事業	第 38 回沖縄県母子保健大会 周産期医療協議会開催 不妊専門相談センターの開設 沖縄県母子保健推進員連絡協議会発足 神経芽細胞腫検査休止	平成 16 年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 沖縄県母子保健推進員連絡協議会設立総会 母子保健強化推進特別事業において「若年妊婦支援マニュアル」作成

年	国	沖	縄	備	考
2005 年（平成 17）	小児慢性特定疾患児日常生活用具 給付事業 マタニティーマーケットとおとした 「妊産婦にやさしい環境づくり」 の推進	第 39 回 沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ 2010」推進協 議会・専門部会開催（中間評価の実施） 特定不妊治療費助成事業開始 マタニティーマーケットとおした「妊産婦 にやさしい環境づくり」の推進	平成 17 年度市町村母子保健担当者及び母子 保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業において「児童虐 待予防に視点をのいた乳幼児健康診査マニ ュアル」作成 市町村合併（石川市、具志川市、与那城町、 勝連町からうるま市へ） （平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部 町から宮古島市へ）		
2006 年（平成 18）	新しい少子化対策について （H18.6.20 少子化社会対策 議決定） 「健やか親子 21」中間評価の結果 報告 「授乳・離乳支援ガイド」の策定	第 40 回 沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ 2010」推進協 議会・専門部会・研修会開催（中間評価 の結果報告） 県立南部医療センター・こども医療セン ター開院及び総合周産期母子医療センタ ーの指定 特定不妊治療助成事業の助成期間の延長 （2 年→5 年）	平成 18 年度市町村母子保健担当者及び母子 保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業において「妊婦健 康管理について」調査、報告書作成 沖縄県母子保健推進員連絡協議会による母 子保健推進員リーダー研修会の開催 市町村合併（東風平町、具志頭村から八重瀬 町へ） （玉城村、知念村、佐敷町、大里村から南城 市へ）		
2007 年（平成 19）	1 月 妊婦健診拡充に関する通知 雇児母発第 0116001 号「妊婦健康 診査の公費負担の望ましいあり方 について」	第 41 回 沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ 2010」推進協 議会・専門部会 10 月 沖縄県乳幼児医療費助成事業補助 金交付要綱の改正（対象年齢を入院は就 学前児まで、通院は 3 歳児までに拡大）	平成 19 年度市町村母子保健担当者及び母子 保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業「乳幼児事故防止 対策事業」調査、報告書作成		
2008 年（平成 20）	公費による妊婦健康診査を 2 回か ら 5 回に拡充（市町村への地方交 付税） 2 月「妊婦健康診査臨時特例交付 金」創設 （平成 22 年までの間、公費による 妊婦健診 5 回から 14 回に拡充）	4 月から 41 全市町村において、公費によ る妊婦健康診査 5 回実施 （一部の市町村で、2,000 円自己負担） 2 月「沖縄県妊婦健康診査対策基金条例」 創設（平成 22 年度までの時限改定） 公費負担 5 回から 14 回	4 月 組織改編（母子保健班は「国保・健 康増進課」に配置）		

年	国	沖	縄	備	考
2009 年(平成 21)	公費による妊婦健康診査を 5 回から 14 回に拡充。 国庫補助 (1/2)、地方財政措置 (1/2) 特定不妊治療費助成事業について、平成 21 年度補正予算において、助成金額を「1 回当たり 10 万円まで」を「1 回当たり 15 万円まで」に拡充。 「健やか親子 21」第 2 回中間評価を実施し、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画と一体的に推進するため、計画期間を 2014 年までの 4 年間延長。	平成 21 年 4 月から全市町村において、14 回の公費健診が実施。「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル (市町村版)」を作成。 特定不妊治療費助成事業について、助成金額を「1 回当たり 10 万円まで」を「1 回当たり 15 万円まで」に拡充。 「健やか親子おきなわ 2010」を沖縄県次世代育成支援計画の後期計画策定に伴い、計画期間を 2014 年までの 4 年間延長、名称を「健やか親子おきなわ 21」に変更。	乳幼児身体発育調査の実施。 (県内 5 カ所の病院、16 市町村にて実施) HTLV-1 抗体検査における関係機関会議	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 平成 21 年 4 月より法定化・努力義務化 (県所管課青少年・児童家庭課、実施主体市町村)	
2010 年(平成 22)	乳幼児身体発育調査の実施。 総理官邸に HTLV-1 特命チームが設置され、妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定された。				

年	国	沖 縄	備 考
2011 年(平成 23)	公費による妊婦健康診査を 14 回実施するため、基金を積み増し、公費助成を継続。 国庫補助 (1/2)、地方財政措置 (1/2) 特定不妊治療、初年度年 3 回まで、通算 5 年、最大 10 回を限度に助成。 母子健康手帳の改正 妊娠期からの子ども虐待予防の推進	「健やか親子おきなわ 2010 評価」を実施。 「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル（医療機関版）」を作成。 妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査を全市町村で実施 「HTLV-1 母子感染対策協議会」設置 特定不妊治療、初年度年 3 回まで、通算 5 年、最大 10 回を限度に助成。 3 月 妊婦健康診査支援基金事業の終了 10 月 沖縄県こども医療費助成事業（乳幼児から改称）補助金交付要綱の改正。（入院を中学卒業児まで拡大） 4 月 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」に基づき、未熟児養育医療及び育成医療の事務の一部が市町村へ委譲。」 11 月 こども医療費助成制度において、	
2012 年(平成 24)	3 月 妊婦健康診査支援基金事業の終了。妊婦健康診査の公費助成は継続（H25 年度より地方財政措置 (10/10)）		
2013 年(平成 25)	「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について、検討会を開催。対象年齢を 43 歳未満とする等の見直しの方向性が示された。（全面実施は 28 年度から） 小児慢性特定疾患治療研究事業に	那覇市の中核市移行に伴い、那覇市は那覇市保健所管轄となる。組織改編により、中央保健所廃止（中央保健所管轄市町村のうち那覇市以外は南部保健所管轄となる）。	

年	国	沖 縄	備 考
	において支援の在り方を検討する専門委員会により、平成 25 年 12 月に報告がまとめられた。 「健やか親子 2 1」最終評価報告書を平成 25 年 11 月にとりまとめられた。	うるま市を皮切りに県内市町村において自動償還方式が導入され始めた。	
2014 年(平成 26)	「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立。(新たに「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を法律に位置づけ)	「健やか親子おきなわ 21」最終評価の実施及び次期計画の策定 妊婦健診・乳幼児健診等データ活用による妊産婦・乳幼児支援体制整備事業を実施。 先天性代謝異常検査にタンデムマスを導入。対象疾患が 6 疾患から 19 疾患となる。(中部地区医師会へ委託)	4 月 組織改編 (母子保健班は「健康長寿課」に配置) 母子健康手帳交付台帳、妊婦健診、乳幼児健診データ活用環境の整備および、データ連結・分析を実施。
2015 年(平成 27)	「健やか親子 21 (第 2 次)」初年度。 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」において補正予算により、助成内容及び助成対象を拡充した。平成 28 年 1 月 20 日以降に治療を終了した方を対象に、初回申請の場合上限 30 万円まで助成、男性不妊治療を伴う場合別途上限 15 万円まで助成。 平成 27 年 1 月 1 日改正児童福祉法の施行により、新たな小児慢性特定疾病対策を開始。(制度拡充)	「健やか親子おきなわ 21 (第 2 次)」初年度。 「特定不妊治療費助成事業」において国に合わせて助成内容及び助成対象を拡充した。平成 28 年 1 月 20 日以降に治療を終了した方を対象に、初回申請の場合上限 30 万円まで助成、男性不妊治療を伴う場合別途上限 15 万円まで助成。 10 月 沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱の改正。 (通院を就学前まで拡大)	

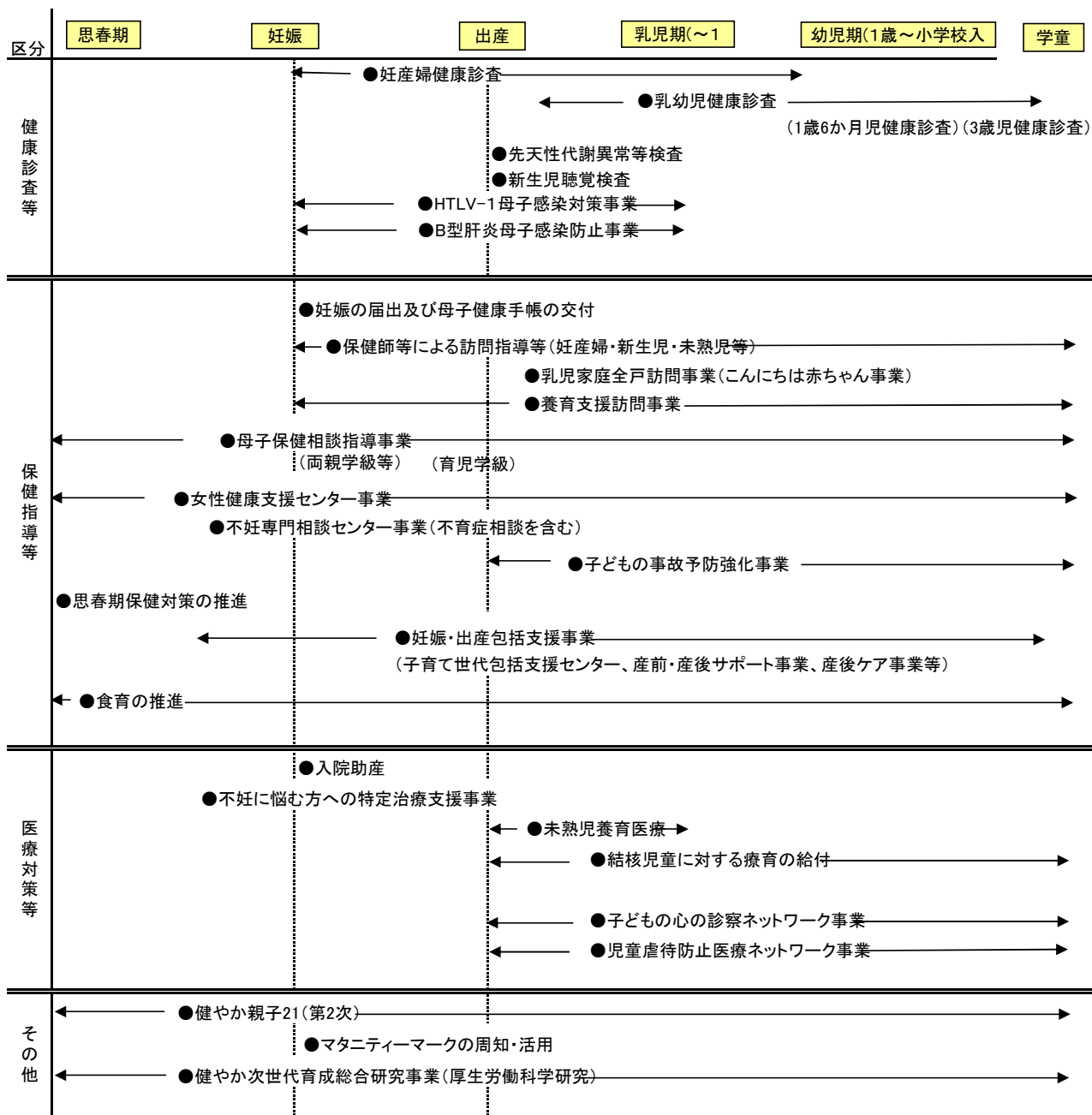
年	国	沖 縄	備 考
2016年(平成 28)	「不妊に悩む方への特定治療支援事業」において、対象年齢を 43 歳未満とし、年度内申請回数を撤廃。通算申請回数については、初回申請時の治療開始時点の妻の年齢が 40 歳未満で 6 回、40 歳以上 43 歳未満で 3 回まで申請可能。	「特定不妊治療費助成事業」において、対象年齢を 43 歳未満とし、年度内申請制限を撤廃。通算申請回数については、初回申請時の治療開始時点の妻の年齢が 40 歳未満で 6 回、40 歳以上 43 歳未満で 3 回まで申請可能。 10 月 こども医療費助成制度において、医療機関窓口での支払いが困難な方を対象とした貸付制度を導入。	
2017年(平成 29)	平成 29 年 4 月より母子健康包括支援センターが母子保健法にて市町村の努力義務化。	平成 29 年 4 月より母子健康包括支援センターが母子保健法に規定。那覇市、沖縄市、うるま市をモデルにセンター設置を推進。 沖縄県標準妊娠届出書及び妊娠届出時間診票、子育て支援地域連絡票の作成。 産婦健康診査にて 3 つの問診票（育児支援チェックリスト・赤ちゃんの気持ち質問票・エジンバラ産後うつ質問票（EPDS））の推奨。 新生児聴覚検査体制整備協議会を設置。	4 月 組織改編 （母子保健班は「地域保健課」に配置） 妊娠期からのつながるしくみ骨子策定（子ども未来政策課）
2018年(平成 30)	新生児聴覚検査体制整備事業を開始（都道府県実施事業） 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律が公布（2019 年施行）	先天性代謝異常等検査において対象疾患が 19 疾患から 20 疾患となる。 産婦健康診査事業が県内で始まる。（中城村） 妊娠期からのつながるしくみ検討委員会人材育成部会にて研修体系のあり方や連携のあり方を検討	子ども未来政策課から地域保健課へ「妊娠期からのつながるしくみ調査検討事業」所管替

年	国	沖 縄	備 考
2019年(令和元)	産後ケア事業が母子保健法に市町村の努力義務化され、出産後1年を経過しない女子及び乳児とし位置づけられる。(令和3年4月施行) 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金支給に関する法律の施行。 難聴児早期支援に向けた保健・医療・教育の連携プロジェクトチーム発足。 新生児聴覚検査の実施の推進 (令和2年3月31日通知)	市町村と医師会との契約により、県内全域で産婦健康診査が実施可能となる。(産婦健康診査事業本格開始12市町村)	
2020年(令和2年)	「健やか親子21(第2次)」中間評価の実施 令和3年1月から「不妊に悩む方への特定治療支援事業」において、助成金額を「1回当たり15万円」から「1回当たり30万円」に拡充。所得制限を撤廃し、事実婚の夫婦も対象とした。通算回数については夫婦も対象とした。通算回数については一子ごとに算定を行い、初回申請時の治療開始時点の妻の年齢が40歳未満で6回、40歳以上43歳未満で3回まで申請可能。 沖縄県の新生児聴覚検査体制の中核として、琉球大学病院内に「きこえの支援センター」を開設。また「沖縄県新生児・乳幼児の聴覚検査ときこえの支援のための手引き」を発行。	「健やか親子おきなわ21(第2次)」中間評価の実施 令和3年1月から「特定不妊治療費助成事業」において、助成金額を「1回当たり15万円」から「1回当たり30万円」に拡充。所得制限を撤廃し、事実婚の夫婦も対象とした。通算回数については一子ごとに算定を行い初回申請時の治療開始時点の妻の年齢が40歳未満で6回、40歳以上43歳未満で3回まで申請可能。 沖縄県の新生児聴覚検査体制の中核として、琉球大学病院内に「きこえの支援センター」を開設。また「沖縄県新生児・乳幼児の聴覚検査ときこえの支援のための手引き」を発行。	
	新型コロナウイルス流行下妊産婦支援事業開始	新型コロナウイルス流行下妊産婦支援事業開始	

年	国	沖	備	考
2021 年(令和 3 年)	若年妊婦等支援事業開始 母子健康包括支援センターに令和 7 年度 末までに専門職 (SW、PSW、心理職等) を 配置し、特定妊婦等に対する即時の相談対 応が可能な体制を整備することとされた。			
2022 年(令和 4 年)	「児童福祉法の一部を改正する法律」が成 立。(令和 6 年 4 月 1 日施行。こども家庭 センターの設置が市町村の努力義務化。)	若年妊婦支援事業開始		

「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立。(新たに「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を法律に位置づけ)

3. 国における母子保健対策の体系と概要



資料: わが国の母子保健—令和3年—

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・R4年度 (R3年度)	県・R4年度 (R3年度)	根拠法令 (補助率)	所得 制限 等	備 考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
健康 診 査 等	1歳6か月児健康診査 (市町村)	身体の発育、精神発達等の標識が容易に得られる時点での健康診査(一般、精密、歯科健康診査)	市町村	昭和52年度	—	—	法第12条 第1項第1号	—	S62' 精密健康診査 H9' 補助金→負担 H17' 税源移譲
	3歳児健康診査 (市町村)	身体発育、精神発達の面から最も重要な時期での総合的な健康診査(一般、精密、歯科健康診査、視聴覚検査)	市町村	昭和36年度	—	—	法第12条2 第1項第2号	—	S38' 精密健康診査 H2' 視聴覚検査 H9' 実施主体 都道府県→市町村 H17' 税源移譲
保 健	性と健康の相談センター事業	女性の生涯を通じた健康教育や女性健康支援センターでの相談支援を実施する。他にも若年妊婦等への相談支援の実施や不妊専門相談センターでの専門相談を実施しているほかHTLV-I 母子感染予防対策も実施する。	都道府県 指定都市 中核市	平成8年度	※1	6,205 (6,536)	(1/2)	—	H17' 統合補助金化 H23' HTLV-1母子感染 予防対策を追加 H24' 不育症専門相談を 追加 H29' 不妊専門相談セン ターに夜間・休日 対応加算を追加 H31' 女性健康支援セン ターに特定妊婦等 に対する産科受診 等支援を追加 R2' 女性健康支援セン ター事業やNPO等 によるSNSを活用 した相談支援やア ウトリーチ支援等 を実施した場合の事 業を追加
指 導 等	妊娠・出産包括支援 事業	子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業や、退院直後の母子への心身のケア等を行う産後ケア事業などを地域の実情に応じて実施する。 さらに、都道府県が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備する。	都道府県 市町村	平成27年度	※1	—	法第17条の2 (産後ケア事 業) (1/2)	—	H26' 創設(統合補助金) H27' 事業名称を変更 H29' 子育て世代包括支 援センター開設準 備事業を追加 R2' 産前・産後サポート 事業に多胎ピアサ ポート事業、多胎 妊産婦サポーター 等事業や妊産婦に 対する育児用品等 支援と実施した場 合の加算を追加 妊娠・出産包括支 援推進事業におい て、産後ケア事業 を市町村同士で協 同実施することを 都道府県が推進す る場合の加算を追 加 若年妊婦支援事業 を追加

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・R4年度 (R3年度)	県・R4年度 (R3年度)	根拠法令 (補助率)	所得 制限 等	備 考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
保健指導等	育児等健康支援事業	1 地域活動事業 2 母子栄養管理事業 3 乳幼児の育成指導事業 4 出産前小児保健指導事業 5 出産前後ケア事業 6 健全母性育成事業 7 休日健診・相談等事業 8 乳幼児健診における育児支援強化事業 9 虐待・いじめ対策事業 10 児童虐待防止市町村ネットワーク事業 11 ふれあい食体験事業	市町村	平成7年度	—	—	—	—	H15' 子どもの心の健康づくり対策事業を統合 H17' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置
	食育の推進	子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組を支援する。	市町村	平成15年度	—	—	—	—	H17' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置
	子どもの事故予防強化事業	子どもの事故の予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。	市町村	平成22年度	—	—	—	—	H22' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子保健法、「児」は児童福祉法

令和3年度予算額・()内は令和2年度予算である

※1 母子保健医療対策総合支援事業(11,400百万円)に一括計上

※2 令和3年度補正予算

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・R4年度 (R3年度)	県・R4年度 (R3年度)	根拠法令 (補助率)	所得 制限 等	備 考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
医療対策等	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	都道府県指定都市中核市	平成16年度	6,700 ※2	150,573 (467,492)	(1/2)	—	H17' 統合補助金化 沖縄県ではH17年6月に事業実施 H26' 安心こども基金に移行 H27' 統合補助金に移行 H28' 初回治療の助成額を増額(15万円→30万円)、男性不妊治療への助成拡大(15万円を助成) H31' 男性不妊治療にかかる初回の助成額を増額(15万円→30万円) R4' 特定不妊治療が保険適用
	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施する。	都道府県指定都市	平成20年度	※1	5,946 (5,946)	(1/2)	—	H20' 創設(統合補助金) H23' 事業の本格実施に伴い名称変更 H29' 実施主体に指定都市を追加
	産婦健康診査事業	産後うつや新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の費用を助成する。	市町村	平成29年度	※1	—	(1/2)	—	H29' 創設(統合補助金)
	新生児聴覚検査体制整備事業	全ての新生児を対象に新生児聴覚検査が実施され、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。	都道府県	平成29年度	※1	6,300 (6,300)	(1/2)	—	H29' 創設(統合補助金) R2' 新生児聴覚検査管理等事業や聴覚検査機器購入補助を追加
	チャイルド・デス・レビュー(Child Death Review)モデル事業	チャイルド・デス・レビュー(Child Death Review)モデル事業について、制度化に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や他機関による検証並びに検証結果を踏まえた予防策の提言を行うための費用の支援を試行的に実施する。	都道府県	令和2年度	※1	—	(1/2)	—	R2' 創設

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・R4年度 (R3年度)	県・R4年度 (R3年度)	根拠法令 (補助率)	所得 制限 等	備 考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
医療 対策 等	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	①被災した妊産婦・乳幼児用に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。 ②乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。	① 岡山県 広島県 愛媛県 及び 熊本県内 市町村 ② 岡山県 広島県 愛媛県 熊本県 岡山市 広島市 熊本市 倉敷市 福山市 呉 市 松山市	平成28年度	※1	-	(3/4)	-	H28' 創設(統合補助金) H30' 平成30年7月豪雨の被災地域を対象に追加
	不育症検査費用助成事業	不育症の方への経済的支援のため、要件に該当する不育症検査の費用について、5万円を上限に助成を行う。	都道府県 指定都市 中核市	令和3年度	※1	4,850 (19,600)	(1/2)	-	R3' 創設(統合補助金)
	未熟児養育費負担金	身体の発育が未熟のまま出生した未熟児に対する医療の給付。	市町村	昭和33年度	3,710 (3,697)	38,953 (38,980)	法第20条 (1/2)	徴収	H25' 都道府県、政令市、特別区から市町村へ権限移譲
	結核児童療育費負担金	長期の入院治療を要する結核児童に対する医療の給付。	都道府県 指定都市 中核市	昭和34年度	7 (6)	-	児第20条 (1/2)	-	
	結核児童日用品費等負担金	①長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習用品等を支給する。 ②未熟児への医療の給付に際して、移送が必要な場合に、移送に要する実費相当額を支給する。	① 都道府県 指定都市 中核市 ② 市町村	昭和33年度	1 (1)	-	法第20条 児第20条 (1/2)	-	H25' 都道府県、政令市、特別区から市町村へ権限移譲

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子保健法、「児」は児童福祉法

徴収:徴収基準表に基づく自己負担制度有り

令和3年度予算額・()内は令和2年度予算である

※1 母子保健医療対策総合支援事業(11,400百万円)に一括計上

※2 令和3年度補正予算

資料:わが国の母子保健ー令和3年ー

5. 沖縄県における母子関係制度一覧

(表6-2)

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口
妊娠したら	妊娠の届出	妊娠したら、速やか(11週以内)に市町村長に妊娠の届け出を行い、必要な保健指導や健康診査を受けましょう。 (※妊娠証明書は不要です)	市町村
	母子(親子)健康手帳の交付	妊娠の届出をした方に対して、市町村長から母子(親子)健康手帳が交付され妊娠・出産及び育児に関する母と子の健康記録として活用できます。	市町村
	妊婦健康診査	母子(親子)健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票(別冊)が交付され、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健康診査が受けられます。健診時には下記①～④の検査も公費で受けられます。	市町村 医療機関
	① HTLV-1抗体検査	妊婦がこのウィルスを持っていると、母乳などから赤ちゃんがHTLV-1に感染する可能性があります。妊婦に感染がある場合、授乳方法を工夫することによって、赤ちゃんがHTLV-1に感染する可能性を低くできることがわかっています。このため、検査をして、ウィルスの有無を調べます。	市町村 医療機関
	② クラミジア B群溶血性 連鎖球菌検査	赤ちゃんが産道を通るときに感染する細菌の有無を調べるため、膈内の粘液を綿棒で取り検査します。感染している場合は、赤ちゃんへの感染を防ぐために、必要な処置を行います。	市町村 医療機関
	③ 風疹抗体検査	妊婦が妊娠初期に風疹に感染した場合、赤ちゃんの眼・耳・心臓に異常(先天性風疹症候群)を引き起こす可能性があります。抗体がない場合は、感染しないように注意することが必要です。 (妊娠前に検査をして、予防接種を受けておくことが重要です。)	市町村 医療機関
	④ その他の感染症	B型肝炎、C型肝炎、HIV、梅毒などの感染の有無を調べます。感染がある場合は、赤ちゃんへの感染を予防するための処置を行います。	市町村 医療機関
	離島の妊産婦 の渡航費・宿泊費補助 (小児慢性特定疾病や特定不妊の治療にも適用されます。)	お住まいの離島から、妊婦健康診査や出産のために沖縄本島、または宮古島、石垣島への渡航が必要な場合、渡航費や宿泊費の一部について補助を受けることができます。 なお、要件についてはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。	市町村
	妊産婦の保健指導	妊産婦に対して、妊娠、出産、育児に関する保健指導を行います。	市町村、助産所、医療機関
	妊娠高血圧症候群等療養援護費	妊娠高血圧症候群等で7日以上入院した妊産婦に対し、その療養に要する費用の一部を所得に応じて支給します(例:生活保護世帯から所得税の課税世帯で所得税年額15,000円以下の世帯が対象。上限39,000円)。 なお、申請期限があります。	県保健所
	入院助産の制度	保健上入院の必要があるものの、経済的理由で入院助産を受けることができない場合には、その世帯の所得に応じて、入院助産に要する費用の一部又は全部を公費で負担します	県福祉事務所 市福祉事務所

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口
赤ちゃんが生まれたら	働く女性のための健康管理	妊婦は、事業主に申し出を行い、以下の必要な対応を受けることができます。 1) 保健指導や健康診査を受けるために必要な時間の確保。 ・妊娠23週まで 4週間に1回 ・妊娠24週から35週まで 2週間に1回 ・妊娠36週以後出産まで 1週間に1回 (主治医等の指示に従って必要な時間を確保しましょう。) 2) 医師などの指導事項を守るための措置 妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわり・切迫流産といった症状などに対応する措置 ※指導事項を職場に的確に伝達するため母性健康管理指導事項連絡カードをご活用下さい。(母子手帳に様式が掲載されています。) 3) 産前・産後休業 ・出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間前(いずれも女性が請求した場合) ・出産の翌日から8週間(ただし、本人が請求し医師が支障ないと認めた場合は6週間) 4) 妊婦の軽易業務転換 5) 妊婦の有害危険業務の就業制限 6) 妊婦の時間外労働・休日労働・深夜業の免除 7) 育児時間(生後1年に達しない生児を育てる女子で、1日2回それぞれ少なくとも30分の育児時間が請求可能)	市町村 医療機関 厚生労働省沖縄労働局雇用環境均等室
	産婦健康診査	産後2週間、産後1か月など出産後まもない時期の産婦さんに対して、医療機関や助産所等で公費による健康診査(最大2回)が受けられます。	市町村 医療機関
	産後ケア事業	退院直後の母子に対して、安心して子育てができるよう、助産師などの専門職による心身のケアやサポート等を受けることができます。 なお、利用方法、サービス内容、一部自己負担金などは市町村ごとに異なります。	市町村 医療機関 助産所
	低体重児の届出	2500g未満の赤ちゃんが産まれたら母子(親子)健康手帳に折り込まれている低体重児出生届を速やかに市町村へ届け出ましょう。	市町村
	未熟児養育医療	2000g以下の赤ちゃん、または、身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。 なお、世帯の所得に応じた自己負担金があります。	医療機関 市町村
	先天性代謝異常等検査	フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等の内分泌異常を早期発見・早期治療することにより、心身障害の発生を防止します。(検査料は公費負担、採血料は自己負担)	医療機関 県保健所
	新生児聴覚検査	新生児の約1,000人に対し1人は先天性難聴を持っているとされており、先天性聴覚障害の発見の遅れは、言語や知能の発達の遅れに繋がることから、早期に発見し適切な支援を受け聴覚障害による影響を最小限に抑えることが重要です。なお検査については各産科医療機関にお問い合わせ下さい。 ※検査費は個人負担となりますが、公費負担する市町村もあります。	医療機関 市町村
	新生児・未熟児訪問指導	生後28日以内の赤ちゃんや小さく生まれた赤ちゃん、その保護者は、保健師または助産師などによる訪問指導が受けられます。 ・新生児訪問・未熟児訪問	市町村
	こども医療費助成事業	こどもの医療費(健康保険等の規定による医療費の自己負担金)の助成を受けることができます。 なお、対象年齢や助成内容は市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。	市町村

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相 談 窓 口
赤ちゃんが生まれたら	乳幼児健康診査	全市町村で、小児科医、歯科医、保健師、栄養士、臨床検査技師、心理士など専門職による健診を無料で行っており、健診年齢(月齢)のすべての乳幼児を対象としています。 疾病や障害の早期発見、早期対応、発達のチェックのみでなく、健康管理の方法や子育てに関するアドバイスを受ける機会として重要な意義があります。	市町村
	乳児健康診査	乳児期は発育・発達の大変な時期であるため、生後3～6か月に1回、9～11か月に1回身体発育状況、栄養状態、疾病の有無等について健康診査を行い、疾病を早期に発見し、適切な指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。	市町村
	1歳6ヶ月児健康診査	満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児に対し身体発育状況、栄養状態、疾病の有無等について健康診査を行い、疾病を早期に発見し、適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。	市町村
	3歳児健康診査	満3歳を超え、4歳に達しない幼児に対し健康診査を行い視覚・聴覚・運動・発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、幼児の健康保持増進を図ります。	市町村
	う蝕予防事業 (フッ化物塗布)	市町村では、乳幼児のむし歯予防のために、乳幼児健診等で歯科保健指導、フッ化物塗布を実施しています。	市町村 (一部を除く)
	小児慢性特定疾病 医療費助成制度	18歳未満の患児に対し、以下の疾患群について対象基準を満たした場合、指定医療機関における医療費の助成を受けることができます。(所得に応じて、一部自己負担金があります。)なお、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで延長することができます。 ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、 ⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、 ⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患群、⑮骨系統疾患、⑯脈管系疾患 離島の妊産婦と同様の渡航費・宿泊費の補助が受けられます。要件についてはお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。	県保健所 那覇市保健所
	自立支援医療 (育成医療)	身体上の障害を有する児童、または現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童(いずれも18歳未満)であって、短期間の治療で確実な効果が期待できる場合、指定医療機関における医療費を公費で負担します。(所得に応じて一部自己負担金があります。) 障害区分:①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡機能障害、④音声・言語・そしゃく機能障害、⑤内臓障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び肝臓機能障害以外の内臓障害は先天性のものに限る) ⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	市町村
	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や母子保健推進員などが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげます。	市町村

(表6-2)

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相 談 窓 口
赤ちゃんが生まれたら	乳幼児の保健指導	乳幼児の発育・発達や健康についての相談や、育児学級などの学習会が設けられており、子育て支援に関する事業(こんにちは赤ちゃん事業等)を実施しています。 また、子どもの疾病には、予防接種で防げる病気があります。予防接種の時期・方法(集団、個別)については、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。	市町村 医療機関
相 談	母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)	健やかに安心して妊娠・出産・子育てをしていけるように妊娠期から子育て期にわたる母子を、関係機関と連携し切れ目なく支援していきます。 母子健康包括支援センターとは異なる名称で設置している市町村や、名称をつけず設置している市町村、また、未設置の市町村もあるので、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。	市町村
	沖縄県女性健康支援センター	妊娠中の健康管理、出産後の授乳や子育てに関する悩みなど妊娠・出産・子育てに関する相談の他、思いがけない妊娠や、妊娠・出産に伴う経済的な問題、流産後の健康管理、婦人科疾患、女性の心身の健康などを助産師がサポートします。	☎098-989-1181 月～土(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時
	母子保健推進員	地域で安心して妊娠・出産・育児ができるよう、市町村が行う各種サービスを妊婦や赤ちゃんを持つ母親などに紹介するなど、行政とのパイプ役として、また身近な相談者としての役割を担うボランティアです。気軽に相談して下さい。	市町村
	児童虐待等に関する相談	養育上の悩みやしつけ、虐待などに関する相談機関です。 まずはお住まいの市町村へご相談下さい。 児童相談所は夜間や休日の児童虐待の通告や相談のために、おきなわ子ども虐待ホットラインも運営しています。 おきなわ子ども虐待ホットライン ☎098-886-2900	市町村 中央児童相談所 ☎098-886-2900 コザ児童相談所 ☎098-937-0859
	長期療養児に関する相談	長期療養児を抱える親を対象に、子どもの発育、発達、健康、病気に関する相談を行っています。 北部保健所：0980-52-2704 中部保健所：098-938-9883 南部保健所：098-889-6945 宮古保健所：0980-72-8447 八重山保健所：0980-82-3241 那覇市保健所：098-853-7962	県保健所 那覇市保健所
	沖縄県不妊不育専門相談センター	不妊症・不育症に悩む夫婦及び家族、流産・死産を経験した方を対象に、医師や助産師などの専門家による相談及びグリーフケアの実施、不妊・不育治療や医療費助成制度などに関する情報提供を行います。	☎098-888-1176 水・木・金(祝日・年末年始を除く)午後1時半～4時半
	沖縄県若年妊婦支援事業	予期せぬ妊娠などにより、身体的精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援を行っています。	☎098-989-7301 月～金(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時
その他	不妊症・不育症の治療に関する助成事業	【特定不妊治療費助成事業】 令和4年度の保険適用に伴い、体外受精及び顕微授精については、令和3年度以前に開始し年度をまたいで終了する場合に要する費用の一部を助成します。 ※上記治療のうち男性不妊治療を伴う治療についても助成対象となります。 ※離島の妊産婦と同様の渡航費・宿泊費の補助が受けられます。 要件についてはお住まいの市町村へお問い合わせください。 ※その他、保険適用にならなかった不妊治療のうち、保険診療との混合診療を認められた先進医療に対する助成や不育症検査への助成事業もあります。	県保健所 那覇市保健所

6. 母子保健関係法規と制度の関連

母子保健法・・・・・・・・・・母子保健全般

成長過程にある者及びその保護者
並びに妊産婦に対し必要な成育医
療等を切れ目なく提供するための
施策の総合的な推進に関する法律・・・成育医療等基本方針の作成

児童福祉法・・・・・・・・・・
 { 児童福祉施設 助産施設
 療育の給付
 療育指導
 児童福祉施設への入所措置

次世代育成支援対策推進法・・・・・・・・・・行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主
の行動計画の策定

少子化社会対策基本法・・・・・・・・・・母子保健医療体制の充実等

児童虐待の防止等に関する法律・・・・・・・・・・児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の
責務

障害者基本法・・・・・・・・・・障害者の自立と社会参加の促進

生活保護法・・・・・・・・・・出産扶助

健康保険法、国民健康保険法等・・・・・・・・・・出産育児一時金の支給

児童手当法・・・・・・・・・・児童手当の支給

地域保健法・・・・・・・・・・母子保健についての保健所の業務

戸 籍 法・・・・・・・・・・婚姻届、出生届

死産の届出に関する規程・・・・・・・・・・死産

母体保護法・・・・・・・・・・
 { 不妊手術
 人工妊娠中絶
 受胎調節実地指導員

刑 法・・・・・・・・・・堕胎の罪

労働基準法・・・・・・・・・・
 { 妊産婦に係る危険有害業務の就業制限
 産前産後の休業
 育児時間

育児・介護休業法・・・・・・・・・・
 { 育児休業の取得
 就業しつつ子を養育することを容易にする措置

男女雇用機会均等法・・・・・・・・・・妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置

医 療 法・・・・・・・・・・病院、診療所、助産所

予防接種法・・・・・・・・・・乳幼児の予防接種

健康増進法・・・・・・・・・・健康指導等、特定給食施設等、特別用途表示及び
栄養表示基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・・・・・・・・・・結核健康診断、結核り患児の医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・・・・・・・・・・精神障害児（者）の医療、社会復帰

学校保健安全法・・・・・・・・・・就学時及び定期健康診断

資料：わが国の母子保健－令和3年－